

# 「封書」で、民事訴訟最終通達書？

## 架空請求が継続中！

「民事訴訟最終通達書」というハガキが届いた。」との相談に加え、あらたに、「封書が届いた」との相談が寄せられています。

これらは、いずれも「架空請求」です。引き続き、ご注意ください。

### 【対処】

- 封書やハガキが届いても、「無視」してください。
- 絶対に、連絡先に「連絡しない」でください。
- 「あわてずに」、消費生活センターや身近な人に「相談」してください。

### 【架空請求・封書又はハガキでの文面(例)】

封書又はハガキでの文面には、次のような記載があります。(抜粋)

- ・「貴殿に対し、契約不履行による訴状が提出された」
- ・「貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知する」
- ・「ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、現預金、有価証券、動産、不動産の差押えが強制的に執行される」
- ・「民事訴訟法の適用により、個人情報保護等のため、ご相談、取下げ等のお問い合わせは、必ずご本人様からご連絡を…」
- ・「訴訟取り下げ最終期日 令和元年9月×日」(発送直後の日を設定)
- ・「訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口 03-×××××-×××××」
- ・(所在)「東京都千代田区霞ヶ関×丁目×番×号」

★架空請求が継続しています。ご家族をはじめ、周りの方々への注意喚起 について、ご協力をよろしくお願い致します。